

前橋市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の改正について（議案第29号）

スポーツ課

1 改正の理由

前橋市大渡体育館の改築に伴い、当該施設の使用料の額を改める。

2 内容

前橋市大渡体育館の使用料の額は、次のとおりとする。

区分		使用料					
		9時～ 12時	12時～ 15時	15時～ 18時	18時～ 21時	時間外 (1時間 当たり)	
占有利用	全面	3,270円	3,270円	3,270円	3,270円	1,090円	
	半面	1,630円	1,630円	1,630円	1,630円	540円	
	照明 設備	全面	30分当たり150円				
		半面	30分当たり70円				
個人利用	一般	310円	310円	310円	310円	—	
	中学生以下	100円	100円	100円	100円	—	

3 施行期日

市規則で定める日